# 第4次山梨県男女共同参画計画の策定について

### 1 経緯

- 〇 平成11年「男女共同参画社会基本法」施行
- 平成14年「山梨県男女共同参画推進条例」制定 以降、「第1次~第3次山梨県男女共同参画計画」(H14~H28)を策定し、 各種施策を実施。
- 平成27年 国「第4次男女共同参画基本計画(H28~H32)」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

#### 2 現状と課題

- 固定的性別役割分担意識の解消に向け、更なる意識啓発が必要。 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方を持つ者の割合は、従前と変化がない。
- 男性の家事・育児等への参画などの意識改革、働き方改革等の取り組みが必要。 家事・育児・介護等における女性の負担が大きく、女性の活躍が困難な場合が多い。
- 地域社会において、若い世代の男性や女性の参画を拡大する取り組みが必要。 地域での活動において、性別や年齢により役割が固定化している。
- 男女が互いに人権を尊重し、性差に応じた健康を支援するための取り組みが必要。 女性に対する暴力は、社会の変化とともに多様化しており、増加傾向にある。 また、生涯を通じて女性は特有の健康上の問題に直面する。

#### 3 第4次計画の策定(案)

- (1) 計画の位置付け
  - 〇「男女共同参画基本法」に基づく法定計画
  - ○「女性活躍推進法」における県の推進計画として位置づける。 (女性活躍推進法第6条に定める努力義務、都道府県男女参画計画と一体計画も可)
- (2) 計画の期間
  - 〇 平成29年度~33年度
- (3) 計画の体系
  - 本県の現状と課題、国の第4次計画及び女性の活躍に関する基本方針等を勘案し、 次のとおりとする。

## 総合目標

男女共同参画社会 の実現



#### 基本目標

- ①男女共同参画社会を形成するための意識改革
- ②あらゆる分野における女性の活躍



- ③男女共同参画による豊かな社会づくり
- ④男女の人権と健康に配慮した社会づくり